

令和7年度 特殊鋼・鋳物関連産業の暑熱対策支援事業補助金公募要領 (令和7年度2次公募)

1. 補助金の概要

この補助金は、高温で過酷な職場環境である特殊鋼・鋳物関連産業の事業者に対し、暑熱対策に資する設備投資等に要する経費に対して補助金を交付することで、製造現場の人材定着及び人材確保を図ることを目的とする。

2. 補助対象となる企業

- (1) 県内に事業所を有する、現に製造業を営む事業者
- (2) 県内の事業所に金属の溶解炉(※)、鍛造用加熱炉又は熱硬化型鋳造用中子造型機(シエルマシン)を保有すること
- (3) 交付要綱別紙「暴力団排除に関する誓約事項」のいずれにも該当しないこと
- (4) 島根県税の未納の徴収金がないこと

※ 都度溶解するものについては、一回当たり溶解能力が300kg以上、連続で溶解するものについては、一時間当たり溶解能力が300kg以上のもの

3. 補助対象となる事業

- (1) 製造現場における暑熱対策に資する施設、設備、機器の工事請負費、導入費・購入費等

※ 例：避暑用の休憩室の設置、送風ダクトを用いた空調設備、熱源近接作業の遠隔操作に係る設備(自動注湯装置、除滓装置)

※ 以下の経費は対象外です。

- ・消費税及び地方消費税
- ・取得価格10万円未満の消耗品費(例：ファン付きベスト)
- ・暑熱対策の効率が著しく低いと認められる経費
(例：送風ダクトを用いない全館空調)
- ・間接部門の従業員に対する経費(例：総務部門専用の休憩室設置)

- (2) 補助対象期間は交付決定から令和10年2月29日までとする。ただし、令和7年度中に精算払を受ける事業については、交付決定から令和8年2月28日までとする。

※年度間を経過する事業については、「9. 年度間を経過する場合」をご参照ください。

4. 補助金の制限

- (1) 同一年度内における補助金の交付は1回までとします(1事業者につき1回のみ申請可能)。
- (2) 交付決定後から要した経費が補助対象経費となります。

(3) 一社当たり補助限度額は、各年度合算します。(例：常用従業員数300名以下の企業で、令和7年度に30,000千円で交付決定を受けた場合、令和8年度以降の申請額の上限は10,000千円となります。)

5. 公募期間

令和7年11月26日から令和7年12月26日17時まで(必着)。

6. 申請の方法

(1) 補助金交付金要綱、申請様式等については、当県ホームページからダウンロード可能です。

(2) 申請時の提出物は次のとおりです。

①補助金交付申請書(様式第1号及び別紙1～5)

※事業実施スケジュール(様式第1号別紙5)の始期は12月以降としてください。

②会社の概要が確認できる資料

③直近3期分の決算書

(貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販管費内訳書、個別注記表をすべて)

※決算期から6か月以上経過している場合は直近の試算表

④法人の登記事項証明書又は定款の写し

⑤投資内容の詳細が確認できる資料

(支出経費の見積書、導入設備のパンフレット、仕様書、設置位置図等)

⑥設置位置図

※設置位置図は、工場や敷地内のレイアウト図等に、導入設備の設置場所が確認できるよう記入してください。

⑦県税の納税証明書(県が課税する全税目に未納税額のない証明。3ヶ月以内発行)

⑧支払先口座確認資料(通帳の写し等…口座(カナ)名義、口座番号が記載された頁)

(3) 申請書類は「11. 問い合わせ・申請先」記載の住所・メールアドレスに郵送もしくは電子メールで送付ください。

7. 交付の決定

公募期間終了後、県で書面審査のうえ、交付を決定します。

8. 遂行状況報告、実績報告、精算払、事業成果等の報告

(1) 県は必要に応じ補助事業の遂行状況等についての報告を求める場合があります。

(2) 補助事業が完了したときは、完了した日を起点とした10日以内に、補助金実績報告

書（最終年度用 様式第 5 号及び別紙 1～3）を提出してください。

- (3) (2) の提出を受け、県は補助金額の確定通知を発出します。発出後直ちに補助金精算
払請求書（様式第 8 号）を提出してください。

※年度間を経過する事業については、「9. 年度間を経過する場合」をご参照ください。

- (4) 補助事業が完了した年度の翌年度から 5 年間、毎年 9 月末日までに補助金事業成果等
報告書（様式第 10 号及び別紙）を提出してください。

9. 年度間を経過する場合

- (1) 年度間を経過する申請を行う場合は、申請書提出前に、必ず下記の問い合わせ先へご
相談ください。

- (2) 一部の補助事業については、各年度に分割して補助金の支払を受けることができます。
対応可能な例、不可能な例は下記のとおりです。ただし、あくまで一例のため、(1) の
事前相談を持って調整させていただきます。

（分割対応可能な例）

- ・ 第 1 年度に投資額〇円の設備 A を導入、第 2 年度に投資額〇円の設備 B を導入、最終年
度に投資額〇円の設備 C を導入する→各年度間の進捗が明確なものは対象となり得る

（分割対応不可能な例）

- ・ 3 カ年におよび同一の設備 D を導入する→各年度間の進捗が不明瞭なものは対象外

- (3) 年度間を経過する場合、分割支払の有無を問わず、前年度 2 月末日を起点とした 10
日以内に、補助金実績報告書（各年度間経過時点用 様式第 6 号及び別紙 1～3）を提出
してください。

10. 事業フロー



11. 問い合わせ・申請先

島根県商工労働部産業振興課 ものづくり推進係

住所: 〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 電話番号: 0852-22-6740

E-mail: mono-shinsei@pref.shimane.lg.jp